

意見書

平成20年 6月 20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

〒105-0011

とうきょうとみなとくしほこうえん
東京都港区芝公園4-4-7とうきょうたわーすたじおびる
東京タワースタジオビル 7階しゃだんほうじん でじたるらじおすいしんきょうかい
社団法人デジタルラジオ推進協会りじちよう かめぶち あきのぶ
理事長 亀渕 昭信

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

デジタルラジオ推進協会（以下DRP）は、2003年10月より、省令に基づく標準方式を用い、超短波放送の枠組みの中で、地上デジタル音声放送の実用化試験放送を実施してきています。

これまで4年以上に及ぶ実用化試験放送の実施を通し、携帯キャリアやJ.E.I.T.Aとの連携により、ARIB運用規程の整備を進めると共に、実端末によるユーザーの反応を考慮し、デジタル放送ならではの各種放送サービスの充実とビジネス展開を図ってきました。

これまでの各種調査や反応を考慮すると、地上放送、特に携帯端末でもリアルタイムに受信できる機能を持つ放送メディアは、音楽などのエンターテインメントのみならず災害報道など公共的情報提供が重要であると認識しています。そのためにも、通常時の番組提供を安定して実施すると共に、番組内容に対する信頼性の確立が必須と考えます。

DRPは、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」の具体的な放送サービスを4年近く実施してきた立場から、また、すでに約200万台のデジタルラジオ受信端末が市販されている状況に鑑み、新しいメディアとしてのデジタルラジオ放送の継続性、ユーザー保護の観点から、以下の意見を述べます。

意見の要旨

【地域ブロック向け放送の扱い】

- ・ 地域ブロック向け放送は、きめ細かな災害報道などの公共的な役割をもつサービスが期待される。地域間混信などを排除する為にも全国向け放送に比べ、十分な精査が必要。
- ・ 参入する事業者の比較審査にあたっては、省令に基づき 2003 年以来実用化試験放送において、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業者の実績、貢献を評価項目に入れるべき。

【マルチメディア放送の定義など】

- ・ 現在デジタルラジオは音声中心の超短波放送の枠組みの中で実用化試験放送を実施している。
地方ブロック向け放送のデジタルラジオは、今後とも音声放送を核とし、データ放送やダウンロードサービスなど、新たな機能を付加したサービスの展開を図る、新メディアであると考える。

【放送としての制度整備】

- ・ マルチメディア放送は放送の精神に則り公共の福祉に資する「放送」メディアとしての位置付けることが肝要、不特定多数の受信機で受信が可能となるような制度整備を期待。

【ハード・ソフト分離】

- ・ 放送は、信頼できる情報を安定して受信者に届けることが必須。そのため、受信者のニーズをもとに置局計画に反映するなど、ハード事業とソフト事業は、事業運営上密接な連携が必要。

【利用者保護、本放送へのシームレスな移行】

- ・ 現在、約 200 万台普及している実用化試験放送の受信者保護のため、2011年7月から本放送の開始が可能となるよう、早期の制度整備が望ましい。なお、本放送開始時期が延びるようであれば、7chの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。

【技術方式】

- ・ 「地方ブロック向け放送」として実現されるデジタルラジオ放送は、国際基準の ISDB-Tsb 方式により約 5 年に亘り、実用化試験放送を実施、技術面やサービス面等であらゆる検証を行ってきた。その観点から技術方式は、ISDB-Tsb 方式の採用を提案する。また、地方向けブロック放送と整合性のとり易い方式が、全国向け放送でも採用されることを期待。
- ・ なお、2011 年以降の早期サービス開始には、2011 年以前に技術規格の策定が必須。

【今後のスケジュール】

- ・ 東京、大阪で実施している実用化試験放送の受信者保護の為、2011 年 7 月から本放送の開始が可能となるよう、早期の制度整備を望む。
- ・ STD, TR の検討には、デジタルラジオの実用化試験放送の実績、ノウハウ等を活用すべき。

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見のポイント
P 2 4	9 行目～2 2 行目	<p>国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用について個別の調整することは必要なく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。……</p> <p>このため「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当てに方法については……</p> <p>……等の対応が考えられるが、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方ブロック向け放送は、きめ細かな災害報道などを可能とするなど、より公共的な役割をもつサービスが期待される。このため、地域間混信などを排除するためにも全国向け放送に比べ、十分な精査が必要と考える。 地方ブロック向け放送のデジタルラジオに参入する放送事業者の比較審査にあたっては、省令に基づき 2003 年以来、実用化試験放送を実施し、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業の実績、貢献を評価項目に入れるべきと考える。
P 2 5	2 4 行目～26 行目	<p>また、このマルチメディア放送で前提とする「映像」の質の程度については、現在のワンセグ放送と同様のものとするのが考えられるが、国民のニーズや技術革新の動向、本放送に係る周波数割り当ての経緯等を踏まえ、更に検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在デジタルラジオは音声中心の超短波放送の枠組みの中で実用化試験放送を実施している。 地方ブロック向け放送のデジタルラジオは、今後とも音声放送を核とし、デジタル技術を駆使したデータ放送やダウンロードサービスなど、新たな機能を利用したサービスの展開を図る新しいメディアと考える。 一方、携帯端末で受信することを考えれば、移動中にサ

			<p>ービスを受信することも多く想定できることから、“アイズ・フリー”としての特性を生かした音声中心コンテンツ（音声中心+簡易映像+データ等）をサービスの軸としてゆくことも考えられる。</p>
P30	9行目～21行目	<p>「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で・・・</p> <p>・・・ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送は、信頼できる情報を安定して受信者に届けることが必須。その為、「地方ブロック向け放送」においても受信者のニーズをもとに、置局計画に反映するなど、ハード事業とソフト事業は、事業運営上密接な連携が必要と考える。
P36	14行目～16行目	<p>本懇談会において、現時点でマルチメディア放送に参入を希望している者に対しこの点についてヒヤリングを行ったところ・・・</p> <p>受信端末として携帯電話端末以外の端末を想定し・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> マルチメディア放送は、放送の精神に則り、公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。

P 3 8	5 行目～2 2 行目	<p>マルチメディア放送は、いわゆる通信・放送融合的サービスとして・・・従来想定されなかった不利益などが生じる可能も否定できない。</p> <p>・・・このため、国民が新たなマルチメディア放送を安心して活用できるよう、まずは、関係の事業者が、以上の点を踏まえ、現在、放送や通信サービスについて利用者保護の観点から行われている仕組み等を参考としつつ、適切な対応することが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、東京、大阪で実施しているデジタルラジオの実用化試験放送の受信端末は、2008年5月末段階で約200万台が市販されている。受信者保護の観点から、2011年7月から本放送の開始が可能となるよう、早期の制度整備が望ましい。 ・なお、制度整備その他に事情により、本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7chの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。
P 3 9	1 2 行目～1 5 行目	<p>マルチメディア放送の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」（「新型コミュニティ放送」を含む。）及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方向けブロック放送と整合性のとりやすい方式が、全国向け放送でも採用されることを期待する。 ・また、2011年以降の早期サービス開始には、2011年以前の技術規格策定が必須であり、併せて、2011年までの「デジタルラジオ」受信者が、スムーズに「マルチメディア放送」を受信できるような配慮も必要と考える。
P 4 2	2 2 行目～2 3 行目	<p>このようなこと等から、「地方ブロック向け放送」については、1の技術方式を国内基準とすることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方ブロック向け放送」として実現されるデジタルラジオ放送は、2003年以来、国際基準ともなっているISDB-Tsb方式によりおよそ5年にわたり、実用化試験放送を実施し、技術面やサービス面などあらゆる検証を行ってきた。

			その観点から技術方式は、ISDB-Tsb 方式の採用を提案する。
P 4 6	1 行目～2 0 行 目	今後のスケジュールについて 1、全体・・・・・・・・ 2、制度面・・・・・・・・	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京、大阪で実施している実用化試験放送の受信者保護のため、2011年7月から本放送の開始が可能となるよう、早期の制度整備が望ましい。 ・ なお、制度整備その他に事情により本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7chの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。
P 4 6～ P 4 7	最終行～次ペー ジ1行目	3 技術面 また、省令の制定と並行して、電波産業界（ARIB）において標準規格（STD）や運用規定（TR）のとりまとめが早期に行われることが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準規格（STD）や運用規定（TR）の検討には、2003年以来およそ5年間にわたり実績を積み重ねてきている「デジタルラジオ」実用化試験放送の蓄積、ノウハウ等も十分活用すべきだと考える。